

自動車リサイクル法
フロン類回収業者
登録申請手続案内



埼玉県マスコット さいたままっち

令和3年3月
埼玉県環境部大気環境課

自動車リサイクル法フロン類回収業者 登録申請手続案内



1 趣旨等

(1) 趣旨

「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」の施行により、使用済自動車に搭載されたエアークンディショナーからフロン類の回収を行おうとする者の登録申請を受け付けています。

(2) 申請方法

- ① 登録申請は、持参又は郵送により提出してください。
 なお、申請等にあたっては、提出先の環境管理事務所に申請等の方法や内容等についてあらかじめ電話で御確認ください。
- ② 申請先
 下記の各環境管理事務所で受け付けています（県庁では受け付けません）。
 ・県内（さいたま市、川越市、越谷市、川口市を除く）の事業所の所在地を管轄する環境管理事務所（事業所が複数の場合、主たる事業所を管轄する環境管理事務所となります。）
 ※管轄する環境管理事務所は18ページ目の地図を参照してください。
 ・さいたま市、川越市、越谷市、川口市内に事業所を有する場合は、下記の各市担当課での受付となります。
- ③ 申請の受付時間 ※市に提出する場合は市にお問合せください。
 月曜日から金曜日（休日及び年末年始を除く。）
 午前8：30～12：00 午後1：00～5：00

名称	郵便番号	所在地	電話番号
中央環境管理事務所	330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-6-5（浦和合同庁舎）	048-822-5199
西部環境管理事務所	350-1124	川越市新宿町1-17-17（ウェスタ川越公共施設棟）	049-244-1250
東松山環境管理事務所	355-0024	東松山市六軒町5-1（東松山地方庁舎）	0493-23-4050
秩父環境管理事務所	368-0042	秩父市東町29-20（秩父地方庁舎）	0494-23-1511
北部環境管理事務所	360-0031	熊谷市末広3-9-1（熊谷地方庁舎）	048-523-2800
越谷環境管理事務所	343-0813	越谷市越ヶ谷4-2-82（越谷地方庁舎）	048-966-2311
東部環境管理事務所	345-0025	北葛飾郡杉戸町清地5-4-10	0480-34-4011
さいたま市産業廃棄物指導課	330-9588	さいたま市浦和区常盤6-4-4（ときわ会館地下1階）	048-829-1608
川越市産業廃棄物指導課	350-0815	川越市鯨井782-3（資源化センター）	049-239-7007
越谷市産業廃棄物指導課	343-8501	越谷市越ヶ谷4-2-1（市役所三庁舎4階）	048-963-9188
川口市産業廃棄物対策課	332-0001	川口市朝日4-21-33（リサイクルプラザ）	048-228-5380

記入方法等のお問合せは、上記の環境管理事務所等でお受けしています。

申請先が不明な場合は、埼玉県環境部大気環境課にお問合せください。

（電話番号 048-830-3058（規制担当 直通））

(3) 登録の有効期間

登録の有効期間は、5年です。

2 登録の新規（更新）申請

登録（新規及び更新）の申請を行う場合は、申請書の提出が必要です。

フロン類回収業者登録（登録の更新）申請書の提出

○次の申請書及び添付書類を作成し、その事業所の所在地を管轄する環境管理事務所（事業所が複数の場合、主たる事業所を管轄する環境管理事務所）に提出してください。

種類	内 容
申請書	フロン類回収業者登録（登録の更新）申請書（様式第三）
添付書類 1	申請者を確認できる書類（いずれか該当するものを提出）
	ア 申請者が法人の場合→登記事項証明書
	イ 申請者が個人の場合→住民票の写し （本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるもの） （マイナンバーの記載がないもの）
	ウ 申請者が未成年者の場合 法定代理人が個人の場合→住民票の写し（本籍の記載、マイナンバーの記載なし） 法定代理人が法人の場合→登記事項証明書
添付書類 2	フロン類回収設備の所有権を有することなどを示す書類
	ア 自ら所有している場合→購入契約書、納品書、領収書、 販売証明書等のうち、いずれかの写し
	イ 自らが所有しない場合→借用契約書、共同使用規定書、 管理要領書等のうち、いずれかの写し
添付書類 3	フロン類回収設備の種類及び能力を示す書類 →取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し
添付書類 4	誓約書（申請者等が法に定める欠格要件に該当しないことを証明する書面）
添付書類 5	その他参考事項（ア・イの書類については、いずれか該当する方1つを提出）
	ア 申請者又は法人の社員等が→フロン類の回収に係る者の資格に関する報告書
	イ 申請者又は法人の社員等の→フロン類の回収業務実務経験証明書 実務経験がある場合
添付書類 6	案内図→登録しようとする事業所の案内図

※ 提出部数は、正本1通、副本1通（申請者控え）です。

※ 登録申請手数料は、新規申請5,500円、更新申請4,000円です。

（登録申請手数料は、埼玉県収入証紙での納付となります。貼らずに持参又は郵送してください。）なお、申請書を受理した後に申請者の都合により申請を取り下げる場合や、知事が登録を拒否した場合（8ページ参照）は、埼玉県収入証紙を返却しません。

※ 登記事項証明書、住民票の写し（書類提出時点で発行後3か月以内のもの）は全て原本の提出です。

※ 登録が完了すると、環境管理事務所からの登録通知書が交付されます。

※ 事業所ごとに、標識（タテ・ヨコ各20cm以上、登録通知書でも可）を公衆の見やすい場所に掲げる必要があります。

3 登録事項の変更届出

次の登録事項に変更が生じた場合は、**変更後30日以内**にフロン類回収業者変更届出書を提出してください。

- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 事業所の名称及び所在地
- 届出者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）の氏名
- 届出者が未成年者でありその法定代理人が個人である場合においては、その氏名及び住所
- 届出者が未成年者でありその法定代理人が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）の氏名
- 登録申請した「回収しようとするフロン類の種類」
- 登録申請した「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーから特定のフロン類の回収の用に供する設備の種類及び能力及び台数」のうち、「設備の種類」（例えば、登録申請時に「CFC用」と「HFC用」をそれぞれ1台所有し、「CFC・HFC兼用」を1台追加した場合は対象ですが、登録申請時に「CFC・HFC兼用」を1台所有し、さらに「CFC・HFC兼用」を1台追加した場合は対象ではありません。）
- 事業所の数（事業所の追加又は複数事業所のうちの一部が廃止）

フロン類回収業者変更届出書の提出

○次の届出書及び添付書類を作成し、登録申請を行った環境管理事務所に提出してください。

（添付書類は誓約書及び変更の内容に該当するものを提出）

種類	内 容
届出書	フロン類回収業者変更届出書（様式第四）
添付書類 1	届出者を確認できる書類 2 登録申請手続（新規及び更新）の添付書類 1 を参照
添付書類 2	フロン類回収設備の所有権を有することなどを示す書類 2 登録申請手続（新規及び更新）の添付書類 2 を参照
添付書類 3	フロン類回収設備の種類及び能力を示す書類 →取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し
添付書類 4	誓約書【必須】（届出者等が法に定める欠格要件に該当しないことを証明する書面）
添付書類 5	その他参考事項（資格者又は実務経験者に関する書類） 2 登録申請手続（新規及び更新）の添付書類 5 を参照
参考書類 6	案内図→変更しようとする事業所の案内図

- ※ 提出部数は、**正本1通、副本1通**（届出者控え）です。
- ※ 変更届出書の提出に手数料は必要ありません。
- ※ 登記事項証明書、住民票の写し（書類提出時点で発行後3か月以内のもの）はすべて原本の提出です。
- ※ 事業所を追加する場合は、変更届出書に様式第3（登録申請書）、添付書類2、3、4、5、6を添付してください。

4 登録の更新

フロン類回収業者が、引き続き、フロン類回収業を行おうとする場合には、登録を受けてから5年ごとにその更新を受けなければなりません。

- ① 登録の有効期間内に更新を受けない場合、その効力を失います。
- ② 登録の更新の申請は、原則として登録の有効期間の満了する日の2か月前から申請することができます。
- ③ 更新後の有効期間は、登録の更新が行われた日から5年です。
- ④ 直近に登録申請を行った環境管理事務所へ申請してください。

※更新の申請書や添付書類については、「2 登録の新規（更新）申請」（3 ページ）を参照してください。

5 廃業等の届出

登録業者が下表の左欄の事項に該当した場合は、その日から30日以内に登録申請をした環境管理事務所へフロン類回収業廃業等届出書（様式第2号）を提出してください。

該当事項	届出者
個人の事業主が死亡した場合	相続人
法人が合併により消滅した場合	代表する役員であった者
法人が破産により解散した場合	破産管財人
法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	清算人
フロン類回収業を廃止した場合	法人→代表する役員 個人→本人

- ※ 提出部数は、正本1通、副本1通（届出者控え）です。
- ※ 廃業等届出書の提出に手数料は必要ありません。
- ※ 添付書類は必要ありません。
- ※ 個人の事業主が死亡した場合、その相続人が引取業を継続して行おうとする場合には、新たに登録を受ける必要があります。

6 フロン類回収業者の引取り義務等

(1) 引取り義務

引取業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る義務があります。

<正当な理由>

- ア 天災その他やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合
(例 事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難な場合)
- イ 使用済自動車に異物が混入している場合 (他のゴミが詰められている場合)
- ウ 使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合
(例 大量一括持ち込みの要請がある場合や乗用車販売店に大型商用車が持ち込まれる場合など、自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合)
- エ 使用済自動車の引取りの条件が通常取引の条件と著しく異なる場合
(例 ・使用済自動車の引取りの際の車両本体引取価格や運搬その他の条件が一般的な商慣行 (地域性についても考慮したもの) と著しく異なるものである場合
・極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合
・引取り側の合意 (条件交渉) なく一方的に使用済自動車が置いていかれてしまう場合)
- オ 使用済自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合
(例 盗難車と分かっているの引取りや高圧ガス保安法違反になる場合など)

(2) フロン類回収業者の引渡し

使用済自動車を引取ったときは、フロン類回収基準に従ってフロン類を回収し、自ら再利用する場合を除き、フロン類運搬基準に従って自動車製造業者等に (指定引取場所において引取基準に従って) 引き渡す義務があります。この場合、フロン類回収料金の請求が可能です。

フロン類を回収した使用済自動車は、解体業者へ引き渡す義務があります。解体業者にも引取義務がありますが、正当な理由がある場合には引取が拒否される可能性があります。

(3) 引取・引渡実施報告

電子マニフェスト制度を利用して、使用済自動車の引取り・引渡しとフロン類の引渡しから3日以内に情報管理センター ((財) 自動車リサイクル促進センター) に引取・引渡実施報告を行う義務があります。

(4) 回収量の報告

電子マニフェスト制度を利用して、毎年度終了後1月以内に、事業所ごとに、フロン類の再利用量等の項目について情報管理センター ((財) 自動車リサイクル促進センター) に報告する義務があります。

(5) 使用済自動車の運搬

使用済自動車を自ら運搬する場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要ですが、廃棄物処理基準に従う必要があります。

フロン類回収業者登録申請書の記入方法と記入例

★登録申請書の提出について

<第1頁>

- ① フロン類回収業者の登録を受けるには、「様式第三（第五十条関係）フロン類回収業者登録申請書」と添付書類を、埼玉県に提出します。
- ② 申請書は「登録」か「登録の更新」であるのかを明らかにします。「登録」の場合はタイトルの「登録の更新」、本文の「（登録の更新）」を消し、「登録の更新」の場合はタイトルの「登録」、本文の「登録（）」を消します。
- ③ 「※登録番号」及び「※登録年月日」は、埼玉県が使用・記入する欄ですので、新規の登録申請者はこれらの欄に記入しないでください。
- ④ 申請書を提出する年月日、申請者（法人の場合はその代表者）の住所、氏名を記入します。※申請者の印は不要です。
なお、登録の申請者は、7頁の「登録を受けられない条件」の表に示した事項に該当しないことが必要です。
- ⑤ 「役員の氏名」の欄には、ふりがなを付した役員氏名及び役職名を記入します。役員人数が多く、欄内に記載できない場合は別紙に記載してください。

<第2頁>

- ⑥ 「事業所の名称及び所在地」の欄には、個人の場合は事業所名（ない場合は氏名）及び住所と電話番号を記入します（自宅と同じ場合も記入します）。
法人の場合は事業所の名称と所在地を記入します。申請者の住所と同じ場合でも、記入します。
- ⑦ 「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するすべての欄に○を付けます。
- ⑧ 「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」の欄には、所有又は利用可能な回収機器について、設備の種類ごとに能力に応じて、台数を記入します。

なお、埼玉県内（さいたま市、川越市、越谷市、川口市を除く。）でフロン類回収業を行う事業所が複数ある場合は次のようにします。

- ・ 登録申請書の「事業所の名称及び所在地」、「回収しようとするフロン類の種類」及び「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載してください。また、それぞれの欄に対応する書類を添付してください。
- ・ 添付書類については、登記事項証明書や誓約書については1部、事業所に係る書類はそれぞれ添付してください。
- ・ 登録申請手数料は、事業所が複数あっても、1事業者につき1件分（申請書1枚が1件分）です。

- ⑧ 埼玉県収入証紙は、提出時においては申請書に貼らずに持参又は郵送してください。

★記入例リスト

- ・ 様式第三《登録申請（申請者が法人の場合）》
- ・ 様式第三《登録申請（申請者が個人の場合）》
- ・ 様式第三《登録更新申請》
- ・ 添付書類4《法人の場合》
- ・ 添付書類5－1、添付書類5－2

★登録のための要件

フロン類回収業者の登録を受けるに当たっては、次に示すいずれの事項にも該当していないことが必要です。

なお、登録申請書類等に虚偽の記載があったり、重要な事実の記載がなかったりしたときは、登録を拒否されますので御注意ください。

登録を受けられない要件（申請者等の欠格要件）

1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産者で復権を得ない者 ※主務省令で定める者とは、精神の機能の障害によりフロン類回収業者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断、及び意思疎通を適切に行うことができない者
2 自動車リサイクル法、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン類法）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
3 登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
4 登録を取り消された法人において、その処分のあった日前30日以内に役員であった者で、その処分のあった日から2年を経過しないもの
5 業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
6 フロン類回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
7 法人でその役員のうちに上記1～5のいずれかに該当する者があるもの

登録
フロン類回収業者 申請書
~~登録の更新~~

※登録番号	新規登録時は未記入
※登録年月日	

申請する日付を記入 → 令和3年3月1日

(宛先)

埼玉県知事

フロン類回収業を
行う者の法人名称を記入

押印は不要

(郵便番号) 123-4567
住所 埼玉県〇〇市一丁目2番3号
氏名 使用済自動車回収株式会社
代表取締役 回収 次郎
電話番号 123-456-7890

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第1項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録（~~登録の更新~~）を申請します。

役員の名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名
かいしゅう じろう 回収 次郎	代表取締役
かいしゅう さぶろう 回収 三郎	取締役
かいしゅう しろう 回収 四郎	監査役
※書ききれない場合は、別紙に記載	

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	
住所	(郵便番号)
	電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代表者 の氏名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名

事業所の名称及び所在地

名 称	使用済自動車回収株式会社 ☆□事業所
所在地	(郵便番号) 321-6543 (※申請者住所と同じ場合も記入する) 埼玉県☆□市1丁目2番3号 電話番号 321-543-0987

回収しようとするフロン類の種類

CFC	○
HFC	○

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能 力	
	200g/min 未満	200g/min 以上
CFC用	台	台
HFC用	台	台
CFC、HFC兼用	1 台	1 台

CFC、HCFC、HFC兼用を
所有あるいは利用する場合も、こ
の欄に台数を記入

所有あるいは利用可能な回収設備
について、設備の種類ごとにその
能力に応じて台数を記入

該当する欄全てに○を付ける

登録
フロン類回収業者 申請書
~~登録の更新~~

※登録番号	新規登録時は未記入
※登録年月日	

申請する日付を記入 → 令和3年3月1日

(宛先)

埼玉県知事

フロン類回収業を
行う者の氏名を記入 →

押印は不要
(郵便番号) 123-4567
住所 埼玉県〇市△□◇987番地
氏名 回収 次郎
電話番号 123-456-7890

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第1項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録（~~登録の更新~~）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏名	役職名
法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏名	
住所	(郵便番号)
電話番号	

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代表者 の氏名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名

事業所の名称及び所在地

名 称	回収商会（※名称が無い場合は氏名）
所在地	(郵便番号) 321-6543（※申請者住所と同じ場合も記入する） 埼玉県☆口市1丁目2番3号 電話番号 321-543-0987

回収しようとするフロン類の種類

CFC	○
HFC	○

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能 力	
	200g/min 未満	200g/min 以上
CFC用	台	台
HFC用	台	台
CFC、HFC兼用	1 台	1 台

CFC、HCFC、HFC兼用を
所有あるいは利用する場合も、こ
の欄に台数を記入

所有あるいは利用可能な回収設備
について、設備の種類ごとにその
能力に応じて台数を記入

該当する欄全てに○を付ける

《登録更新申請の記入例》

~~登録~~
 フロン類回収業者 申請書
 登録の更新

更新時は記入

※登録番号	20112123456
※登録年月日	H28. 3. 25

申請する日付を記入 → 令和3年3月1日

(宛先)

埼玉県知事

押印は不要

フロン類回収業を行う者の氏名等を記入 →

(郵便番号) 123-4567
 住所 埼玉県〇〇市一丁目2番3号
 氏名 使用済自動車回収株式会社
 代表取締役 回収 次郎
 電話番号 123-456-7890

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第1項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の~~登録~~（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏名	役職名
かいしゅう じろう 回収 次郎	代表取締役
かいしゅう さぶろう 回収 三郎	取締役
かいしゅう しろう 回収 四郎	監査役
※書ききれない場合は、別紙に記載	
法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏名	住所
住所	(郵便番号)
電話番号	

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代表者 の氏名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名

事業所の名称及び所在地

名 称	使用済自動車回収株式会社 ☆□事業所
所在地	(郵便番号) 321-6543 (※申請者住所と同じ場合も記入する) 埼玉県☆□市1丁目2番3号 電話番号 321-543-0987

回収しようとするフロン類の種類

CFC	○
HFC	○

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能 力	
	200g/min 未満	200g/min 以上
CFC用	台	台
HFC用	台	台
CFC、HFC兼用	1 台	1 台

CFC、HCFC、HFC兼用を
所有あるいは利用する場合も、こ
の欄に台数を記入

所有あるいは利用可能な回収設備
について、設備の種類ごとにその
能力に応じて台数を記入

該当する欄全てに○を付ける

(添付書類 4)

誓 約 書

(宛先) 埼玉県知事
申請する日付を記入 **—————→** 令和 3 年 3 月 1 日

(郵便番号) 1 2 3 - 4 5 6 7

住 所 埼玉県◎〇市一丁目 2 番 3 号
使用済自動車回収株式会社
氏 名 代表取締役 回収次郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 1 2 3 - 4 5 6 - 7 8 9 0

登録申請者及びその役員は、使用済自動車の再資源化に関する法律（平成 1 4 年法律
第 8 7 号）~~第 5 6 条第 1 項第 1 号から第 6 号~~ までに該当しないことを誓約します。
第 5 6 条第 1 項第 1 号から第 7 号

備考 申請者が法人である場合にあっては、「第 5 6 条第 1 項第 1 号から第 6 号」を、申請者が個人である場合にあっては、「及びその役員」と「第 5 6 条第 1 項第 1 号から第 7 号」を消して使用すること。

(添付書類5-1:参考書類)

《記入例》

フロン類の回収に係る者の資格に関する報告書

1	氏名	大宮 一郎
2	事業所名称	使用済自動車回収株式会社 ☆□事業所
3	資格の名称	自動車電気装置整備士
4	資格証等、講習の受講修了証等の写し (写しを添付してください。)	

(資格証等、講習の受講修了証等の例)

ア. 自動車電気装置整備士

イ. フロン回収協議会等が実施する技術講習修了者

ウ. 業界団体等が行う講習

(添付書類5-2:参考書類)

《記入例》

フロン類の回収業務実務経験証明書

氏 名 回 収 三 郎

上記の者は次の表に掲げるとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

実 務 の 内 容	期 間
(実務の例) ア.自動車整備業務 イ.カーエアコン整備業務 ウ.フロン類回収業務	平成20年 1月 1日 から 平成30年 9月 30日 まで (10年 8月間)
	年 月 日 から 年 月 日 まで (年 月間)
証明者と被証明者との関係	社 員

令和3年3月1日

証明者

住 所 埼玉県〇〇市一丁目2番3号

氏 名 使用済自動車回収株式会社
代表取締役 回収 次郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

- 備考 1 この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
2 実務の内容欄には、従事した主な回収業務を具体的に記入すること。

【さいたま市、川越市、越谷市、川口市内の事業所】

さいたま市産業廃棄物指導課
さいたま市浦和区常盤6-4-4
TEL:048-829-1608

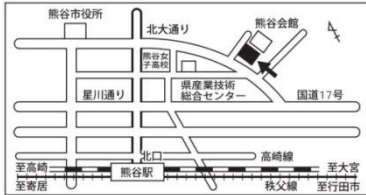
川越市産業廃棄物指導課
川越市大字鯨井782-3
TEL:049-239-7007

越谷市産業廃棄物指導課
越谷市越ヶ谷4-2-1
TEL:048-963-9188

川口市産業廃棄物対策課
川口市朝日4-21-33
TEL:048-228-5380

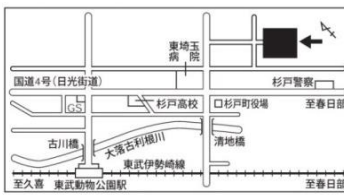
【環境管理事務所】さいたま市、川越市、越谷市、川口市以外の事業所
所在地を管轄する環境管理事務所への提出となります。

●埼玉県北部環境管理事務所
〒360-0031 熊谷市末広3-9-1(熊谷地方庁舎内)
電話 048(523)2800 FAX048(526)3949



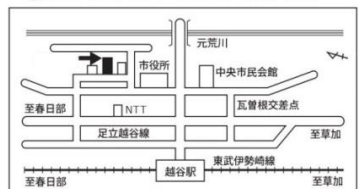
高崎線・秩父鉄道熊谷駅徒歩 15 分

●埼玉県東部環境管理事務所
〒345-0025 杉戸町清地5-4-10
電話 0480(34)4011 FAX0480(34)4785



東武伊勢崎線東武動物公園駅徒歩 20 分

●埼玉県越谷環境管理事務所
〒343-0813 越谷市越ヶ谷4-2-82
(埼玉県越谷合同庁舎内)
電話 048(966)2311 FAX048(966)5600



東武伊勢崎線越谷駅徒歩 10 分

●埼玉県秩父環境管理事務所
〒368-0042 秩父市東町29-20(秩父地方庁舎内)
電話 0494(23)1511 FAX0494(23)6679



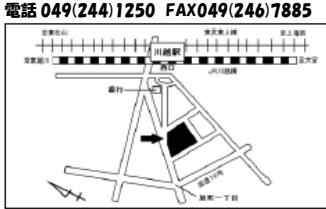
秩父鉄道御花畑駅・西武秩父線西武秩父駅徒歩 5 分

●埼玉県東松山環境管理事務所
〒355-0024 東松山市六軒町5-1(東松山地方庁舎内)
電話 0493(23)4050 FAX0493(23)4114



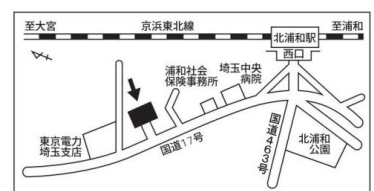
秩父鉄道御花畑駅・西武秩父線西武秩父駅徒歩 5 分

●埼玉県西部環境管理事務所
〒350-1124 川越市新宿町1-17-17
(ウエスタ川越公共施設棟4階)
電話 049(244)1250 FAX049(246)7885



川越線・東武東上線川越駅徒歩 5 分

●埼玉県中央環境管理事務所
〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5
(浦和合同庁舎内)
電話 048(822)5199 FAX048(822)5139



京浜東北線北浦和駅徒歩 10 分

